

中山間地域等直接支払制度

①目的	<p>●中山間地域等の農業・農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民の暮らしが守られています。しかし中山間地域等では、担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、多面的機能の低下が心配されています。このため、平地に比べ自然的・経済的に条件不利地である中山間地域において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援策を行い、中山間地域の農業・農村の有する多面的機能の確保を図るものです。</p> <p>●本制度は、平成12年度から5年間の対策として始まり、第2期対策（平成17～21年度）、第3期対策（平成22～26年度）、第4期対策（平成27～令和元年度）を経て、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直した上で、令和2年度から第5期対策として新たにスタートをしました。</p>
②対象農用地 (農業生産条件の悪い農地)	<p>●旧山中村、旧本宿村、旧河合村、旧常磐村の地域（特認地域）</p> <p>●旧額田町全域（通常地域）</p> <p>●農振農用地区域内の物理的連担性のある1ha以上の一団の農用地</p> <p>●急傾斜（田1/20以上）対象</p>
③対象行為	集落協定または個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動です。この協定は、市長の認定を受けます。
④令和4年度実績	16の協定（集落協定：15 個別協定：1）に対して交付金を支払い、主に耕作放棄の防止としての取組み等に使われています。なお千万町集落協定において棚田地域振興活動加算を適用し、交付金額を上乗せしています。集落戦略の作成や中間年評価を行い、協定ごとに見直しを行いました。

地域	対象者	主傾斜	対象農用地	交付金額	備考
通常地域	株式会社アグリみかわ	1/19	97,261 m ²	2,042,481 円	個別協定
	木下集落	1/15	11,166 m ²	234,486 円	
	切山集落	1/18	60,691 m ²	1,274,511 円	
	小楠集落	1/9	15,173 m ²	318,633 円	
	笠井集落	1/14	13,159 m ²	276,339 円	
	大山集落	1/16	33,632 m ²	706,272 円	
	高薄集落	1/15	29,189 m ²	612,969 円	
	千万町集落	1/19	58,303 m ²	1,807,393 円	棚田地域振興活動加算適用
	赤田和集落	1/12	13,714 m ²	287,994 円	
	名之内集落	1/9	10,256 m ²	215,376 円	
	小屋沢集落	1/17	39,340 m ²	826,140 円	
	毛呂集落	1/17	43,837 m ²	920,577 円	
	保久集落	1/14	59,517 m ²	1,249,857 円	
小計	13 協定		485,238 m ²	10,773,028 円	
特認地域	山綱集落	1/14	21,735 m ²	456,435 円	
	羽栗集落	1/18	27,693 m ²	581,553 円	
	秦梨集落	1/14	88,480 m ²	1,858,080 円	
小計	3 協定		137,908 m ²	2,896,068 円	
岡崎市計	16 協定		623,146 m ²	13,669,096 円	